（法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由）

第二条　法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。

一　平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利（以下この条において「保証債権」という。）の放棄の際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還しており、かつ、当該償還が完了していないこと。

二　災害援護資金の貸付けを受けた者が法第十四条第一項及び附則第二条第一項に規定する償還を免除することができる場合に該当しないこと。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が保証債権を放棄する場合における前項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣及び都道府県知事」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附　則

この府令は、令和元年八月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣
環境大臣　石井　啓一
原田　義昭

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第四十二から様式第四十六までの規定中「平成　年」を「　年」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第五号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

農商工等連携事業計画の認定等に関する命令（平成二十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「平成　年」を「　年」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十九日

総務大臣臨時代理
財務大臣　石田　真敏
国務大臣
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十九年総務省、厚生労働省、経済産業省、財務省、農林水産省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「平成　年」を「　年」に改め、様式第3中「平成　年」を「　年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第四号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十九日

農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「平成　年」を「　年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。